



# お知らせ

## ～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について～

本市では、4月8日に市内事業所で働く新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、その後も、別の事業所においてクラスターが発生するなど、感染急増が懸念される非常に緊迫した状況にあります。

事業所における集団感染の発生を防ぐためのポイントをまとめましたので、感染拡大防止対策に万全を期していただくようお願いいたします。

### 1 感染症予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づき、徹底した対策をお願いします。

#### (1) 接触感染の防止

- ・従業員が触れることがある物品や機器について、こまめに消毒や拭き取りを実施すること。
- ・せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。

#### (2) 飛沫感染の防止

- ・可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底すること。
  - ・事務所や作業場において、人と人との間に十分な距離を保持（1m以上）すること。
- また、会話や発声時には特に間隔を空ける（2m以上）こと。

#### (3) クラスター（小規模な集団感染）発生の防止

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けること。
- ・1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。
- ・休憩室等の共用スペースについても、換気やこまめな消毒を実施すること。また、喫煙所における喫煙者の感染リスクが懸念されることから、喫煙所の使用中止・自粛を検討すること。

#### (4) 従業員の感染予防対策の管理

- ・職場や通勤、外勤での感染防止のための在宅勤務やテレワークを活用すること。
- ・従業員の体調把握に努めること（体温測定、体調の確認等）。
- ・発熱、咳などの風邪症状がみられる従業員への出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を徹底すること。

## 2 通勤削減、人と人との接触削減

- ・ 新型コロナウイルスの感染が拡大している緊急事態を脱するためには、人と人との接触を最低7割、極力8割削減していただくことが不可欠です。
- ・ 市内事業者の皆様にも、社会機能を維持するために必要な職種を除き、事業所での仕事は原則自宅で行い、出勤者を極力削減するようお願いします。
- ・ 自宅での仕事が困難な業種については、事業所内での感染拡大防止対策を徹底くださるようお願いします。

## 3 職場で感染症が発生した場合の対応

感染症が発生した場合は、保健所の調査・指導にご協力ください。

- ・ 新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、感染者への聴取により保健所から勤務先へ連絡することがあります。感染者の労働状況から濃厚接触者の特定や消毒の必要性を調査し、感染拡大を防止するために、ご協力をお願いいたします。

## 4 従業員一人ひとりの予防対策

- ・ 万が一感染した場合に備え、行動履歴等（一定期間滞在した場所、接触した人やもの、行動範囲など）を把握しておいて下さい。
- ・ 不要不急の外出を控え、特に、感染が拡大している地域への往来は自粛して下さい。
- ・ 政府の要請により、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を自粛するよう、強くお願いいたします。

※ 感染者が発生した場合に備え、従業員の確保状況に応じた業務マニュアル（事業継続計画）を作成して下さい。

集団感染の発生を防ぐため、事業所における感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

いわき市新型コロナウイルス  
感染症対策本部事務局  
(保健所総務課) 電話 27-8555

**【毎週金曜正午】**

“クラップ・フォー・ケアーズ”

医療従事者等に感謝の拍手を！

※市内の医療従事者等に敬意と感謝の気持ちを伝えるため、30秒程度拍手を送る取り組みです。事業所の皆様のご賛同・ご協力をお願いします。